

改正育児・介護休業法等説明会

妊娠・出産、育児期や家族の介護が必要な時期に、男女とも離職することなく働き続けることができる雇用環境を整備するため、育児・介護休業法等が改正されました。来年1月の改正法スタートを目前に控え、改正のポイントやワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業主支援制度をご説明します。どうぞ、ご参加ください。

入場無料

日時・会場

場所	日時	会場	定員
岐阜	平成28年10月13日(木) 第1回 10:00~12:00(2時間) ※個別相談会なし 第2回 13:30~16:00(2時間30分)	ふれあい福寿会館 大会議室 (岐阜市藪田南5-14-53)	各回 120名
	平成28年10月7日(金) 第1回 10:00~12:00(2時間) ※個別相談会なし 第2回 13:30~16:00(2時間30分)		
飛騨	平成28年10月6日(木) 13:00~15:30(2時間30分)	飛騨・世界生活文化センター大会議室 (高山市千鳥町900-1)	100名
東濃	平成28年10月14日(金) 13:30~16:00(2時間30分)	セラピア土岐 大会議室 (土岐市土岐津町高山4)	130名

内容

- ◆ 育児・介護休業法等改正のポイント、法に沿った規定整備の方法、「いわゆるマタハラ等防止措置」として取組が必要な内容の解説
- ◆ 仕事と生活の調和について(長時間労働の抑制、年次有給休暇取得促進等)
- ◆ 「職場意識改善助成金等」、「両立支援等助成金」、「雇用関係助成金」
- ◆ 「子育て支援エクセレント企業認定制度」など岐阜県の関連事業
- ◆ 個別相談会(岐阜、西濃会場の第1回にはありません)



申し込み方法

※定員に達し次第、申込みを締め切ります。

- ◆ 以下に必要事項を記入し、切り取らずに、この面をそのまま FAX してください。
- ◆ 本票は「受付票」を兼ねますので、必ず当日ご持参の上、受付にご提出ください。
- ◆ 岐阜会場は定員が少なくなっています。岐阜会場をご希望の場合は、可能な限り、第3希望までご記入ください。定員に達した場合は、第2希望以下の会場又は回へ、変更をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。
- ◆ 第1希望でご参加いただける場合は、あらためて連絡しませんので、そのままお越しください。

「参加申込票」兼「当日受付票」 FAX (058)245-7055

事業所名	所在地 () 市・町・村	お名前	※岐阜会場は原則として1社1名とさせていただきます。
電話番号	()	※必ず、日中連絡が取れる電話番号をご記入ください。	
第1希望 () 会場・第() 回	第2希望 () 会場・第() 回	第3希望 () 会場・第() 回	

申込先

岐阜労働局雇用環境・均等室 TEL (058)245-1550 〒500-8723 岐阜市金竜町 5-13 岐阜地方合同庁舎 4階

育児・介護休業法などが変わります

(平成 29 年 1 月スタート)

- 介護休業を分割して取れるようになります。
原則 1 回 (通算 93 日まで) から 3 回までの分割取得が可能に。
- 育児や介護をするパートタイマーや契約社員、派遣労働者などの方々が休業しやすくなります。
育児休業、介護休業を取得することができる有期契約労働者の要件が緩和されます。
- 子どもの看護や家族介護のための休暇が取りやすくなります。
子の看護休暇、介護休暇が、半日単位でも取得できるようになります。
- ⑧ 介護のために、残業免除を申し出ることができるようになります。
- 介護短時間勤務等の利用期間が最長 3 年に延長されます。
事業主は、介護休業の日数とは別に、利用開始から 3 年間で 2 回以上利用することができる「介護のための所定労働時間短縮等の措置」を講じなければなりません。
- ⑧ マタハラ等の防止が義務化されます。
事業主は、妊娠・出産、育児・介護休業等に関する上司や同僚の言動によって労働者の就業環境が害されることがないよう、いわゆる「マタハラ防止措置」を講じなければなりません。

いわゆる「マタハラ」とは？

- ・妊娠を上司に報告したら、「代わりの人を雇うので **早めに辞めて欲しい**」と言われた。
- ・先輩から、「就職したばかりなのに育休をとるなんて…」
「あなたが休むと、みんなが迷惑する」などと何度も言われた。
- ・育休を取りたいと上司に申し出たら、
「男のくせに育休なんてありえない」と言われた。



- ◆ 改正の概要、法律・施行規則・指針の内容、育児・介護休業等規則の規定例、パンフレットなどは、順次、厚生労働省の HP にアップされますので、ご活用ください。
ホーム> 政策について> 分野別の政策一覧> 子ども・子育て> 職場における子育て支援> 事業主の方へ> 育児・介護休業法について
- ◆ 説明会では、できる限り簡潔で分かりやすく、事業主に求められる対応を解説します。是非、ご参加ください。